

令和8年度 交通災害共済 加入申込受付中

福井県市町交通災害共済は、福井市を除く県内16市町が共同で行い、共済へ加入した方が、万が一交通事故に遭った際、本人(死亡時には指定受取人)に見舞金を支給する制度です。いざという時、あなたを守る交通災害共済に家族そろってのご加入をお勧めします。

共済掛金

一人年額500円(中途加入の場合も同額)

※加入は1人1口

対象となる事故

日本国内で自動車、自転車、路面電車などの運行に伴う接触、衝突、転落、そのほかの事故による人の死傷

共済期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※中途加入の場合は掛金納入の翌日から適用

申込期限

3月26日(木)

加入方法

加入申込書を各家庭にお届けしますので、次のいずれかまでお申し込みください。

・各区分長

・役場会計室または今庄・河野事務所

・県内の福井銀行窓口(10月末まで)

※事故に遭われた場合は、速やかにご連絡ください。

問合せ

総務課防災安全室 TEL0778-47-8016

今庄事務所 TEL0778-45-1111

河野事務所 TEL0778-48-2111

避難行動要支援者名簿の 更新・登録について

町では、災害が起きた時に自力で避難することが難しく、避難するために特に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」として名簿に登録し、災害発生時の避難支援に役立てます。

年に一度、登録内容の確認を行っていますので、皆さまのご協力をお願いします。

登録の対象となる方

次の方のうち、自力で避難することが難しいと思われる方

- ・65歳以上のひとり暮らし高齢者の方
- ・75歳以上の高齢者のみ世帯の方
- ・要介護3以上の認定を受けている要介護者の方
- ・身体障害者手帳1級・2級、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・難病で特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている方

●既に登録されている方には、区長を通じて「避難行動要支援者登録票」を配付しますので、内容をご確認いただき、変更がある方は区長にご提出ください。

※登録内容の修正や新規登録については、随時、受け付けています。

※登録の際、登録票に『避難支援者』を記載する欄がありますが、区長や民生委員に限らず、実際に避難支援が可能な方を記載してください。

※名簿は、町、区、自主防災組織、民生委員、町社会福祉協議会、消防署、警察、避難支援関係機関で平常時から情報共有し、災害時に利用します。

問合せ 保健福祉課 TEL0778-47-8007

子ども医療費助成制度の お知らせ

町では、18歳に達した年の年度末までのお子さまにかかった医療費のうち、保険診療による自己負担額等を助成しています。

窓口無料化方式のため、お手続きの必要はありませんが、次の場合、自己負担額の医療費をお支払いした後、申請が必要です。

- ・医療機関等で子ども医療費受給者証を提示しなかった場合

・福井県外の医療機関等を受診した場合

・窓口無料化に対応していない福井県内の医療機関等を受診した場合

・医師の診断に基づき、補装具や眼鏡などを作成した場合

申請に必要なもの

- ・子ども医療費受給者証
- ・お子さまが加入している健康保険の情報が分かるもの(マイナンバーカード、資格認書など)
- ・医療機関等が発行した領収書など

※原則、振り込みは受診月の2か月後の20日(20日が金融機関休業日の場合は、翌営業日)

受付場所

町民税務課または今庄・河野事務所

問合せ

町民税務課

TEL0778-47-8015